



概要版

尾道市農業振興ビジョン

活力と魅力ある農づくり

～農村の活力を創出～

後期ビジョン

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



令和5(2023)年3月

尾道市

1 ビジョン策定の考え方

背景

本市は、平成29(2017)年度を目標年次とする「尾道市農業振興ビジョン」の検証を行い、平成30(2018)年4月には、新たな「尾道市農業振興ビジョン」を策定し「活力と魅力ある農づくり～農村の活力を創出～」に向けた取り組みを推進しています。

今回、農業情勢の変化に対応するため、中間見直しとする5年目を迎えたことから、実情に応じた中間検証を行い、目標年次となる令和9(2027)年度に向け、農業が抱える環境の変化に対応した農業振興を展開する必要があります。

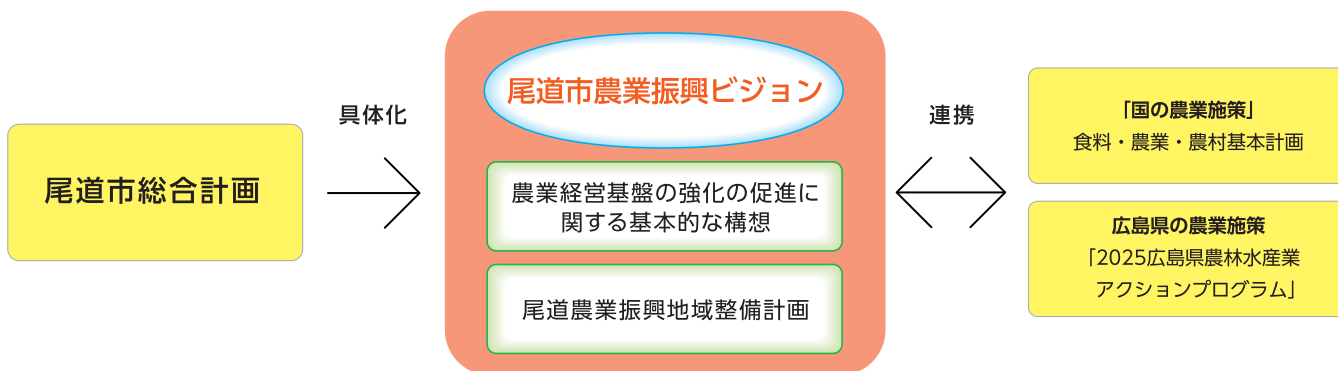
目的

本ビジョンは、平成29(2017)年3月に策定された「尾道市総合計画」の政策の一つ「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」を実現するため、本市が抱える現状と課題に対し、国及び県の農業関連施策と連携を図り、「活力」と「魅力」ある「農業・農村」づくりの展開方向と将来像を示します。

2 ビジョンの位置付け

平成29(2017)年3月に策定された「尾道市総合計画」の基本目標を具体化するための計画に位置付けます。

「尾道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と「尾道農業振興地域整備計画」とは、互いに整合を図り、補完する並列関係のなか、国や広島県の農業政策とも連携した計画とします。



3 ビジョンの目標年次

本農業振興ビジョンでは、平成29(2017)年度を基準年次とし、平成30(2018)年度から10年間の本市農業の方向と計画を示していますが、農業情勢の変化に対応するため、令和4(2022)年度に中間検証を行いました。この内容により後期ビジョンへの取り組みとして残り5年間における農業振興の方向と計画を示します。

【目指す方向】

活力と魅力ある農づくり

～農村の活力を創出～

農地の有効活用と集落の活性化

集落の維持管理機能が低下するなか、農村環境の安定的な保全が求められています。魅力ある農業と豊かな農村の情報発信と農地・施設の適切な保全に取り組むことで、農業・農村が都市住民の安らぎの空間となり集落営農の持続的安定に繋がります。



具体的な将来像

- ① 農地の有効利用による定住対策
- ② 生産基盤の整備と適正な保全管理
- ③ 都市住民と農村地域の共生・交流

施策の柱 ①

むらをつくる
(豊かさ、安らぎ)

農村

食料

活力と魅力ある
農づくり

農業

施策の柱 ②

農を育てる
(生産力、活力)

施策の柱 ③

食をまもる
(地産地消、安全・安心)

豊かな地域農産物の産地化と多様な担い手の育成

地域農業の次世代を担う農業従事者の確保による産地の活性化と、農業の収益性を高めることが重要です。農業従事者とともに生産組織の育成、強化を支援することで収益性の高い農業を推進します。



具体的な将来像

- ① 地域特産物の産地化と尾道ブランドの発信
- ② 地域農業を支える多様な担い手と組織の育成

地産地消の推進と食の安全・安心の確保

食を通し、農業の活性化を推進します。市民をはじめ市外の住民に対して、尾道産農産物の魅力を発信することにより、農業の活性化はもとより、集落への定住に繋がるよう取り組みます。



具体的な将来像

- ① 食と農の理解の促進
- ② 食の安全・安心の推進

施策の柱① 「むらをつくる」(豊かさ、安らぎ)

1 農地の有効利用による定住対策

優良農地を中心に、新規就農者や多様な担い手による農地の利用促進を図ります。

また、魅力ある農村を維持するため、農業体験や都市農村交流の場として、農地の地形・条件に応じて取り組み、集落の活性化や耕作放棄地の抑制に努め、農村への定住対策を図ります。

主な取り組み	将来像	目標 【新規就農者数】
<ul style="list-style-type: none"> ▷耕作放棄地等の農地の有効利用を推進 ▷農業委員会や農地中間管理機構との連携により、担い手等への農地の集積を推進 ▷体験農園など集落全体で農地の多様な利用を推進 ▷農地や営農、生活環境など、就農や定住に必要な情報の発信提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶農地条件にあった有効利用が進み、耕作放棄地等が減少 ▶新規就農者や担い手などが増加するとともに、集落への定住者が増加 ▶体験農園などが交流の場となり、市民の滞在が増加 	平成29(2017)年度 7組* ↓ 令和3(2021)年度 11組* ↓ 令和9(2027)年度 15組

※市調べ

2 生産基盤の整備と適正な保全管理

農業生産の効率化を図るため、農地や農道、水路などの生産基盤と機能の適正管理を引き続き推進します。あわせて、企業的な農業経営による農地の有効利用と生産性の高い農業を目指します。また、農地や農道、水路、ため池など施設の適正な管理をするための地域活動を推進します。

主な取り組み	将来像	目標 【集落法人等数】
<ul style="list-style-type: none"> ▷生産基盤の整備と耕作放棄地等抑止と解消を推進 ▷農業委員会や農地中間管理機構との連携により、担い手等への農地の集積を推進 ▷日本型直接支払制度の活用による農地・施設の適切な管理など集落全体での取り組みを推進 ▷地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶農地の集積が進み、大規模経営による農業経営の生産性が向上 ▶企業的な経営により、地域農業を支える担い手の確保・定住 ▶集落活動が維持され、農地や施設、景観など多面的な機能の保全 	平成29(2017)年度 8法人* ↓ 令和3(2021)年度 9法人* ↓ 令和9(2027)年度 10法人

※市調べ

3 都市住民と農村地域の共生・交流

農村の魅力を伝えるため、農業体験による交流活動により、農村の活力やにぎわいへと繋げ、地域振興を図ります。

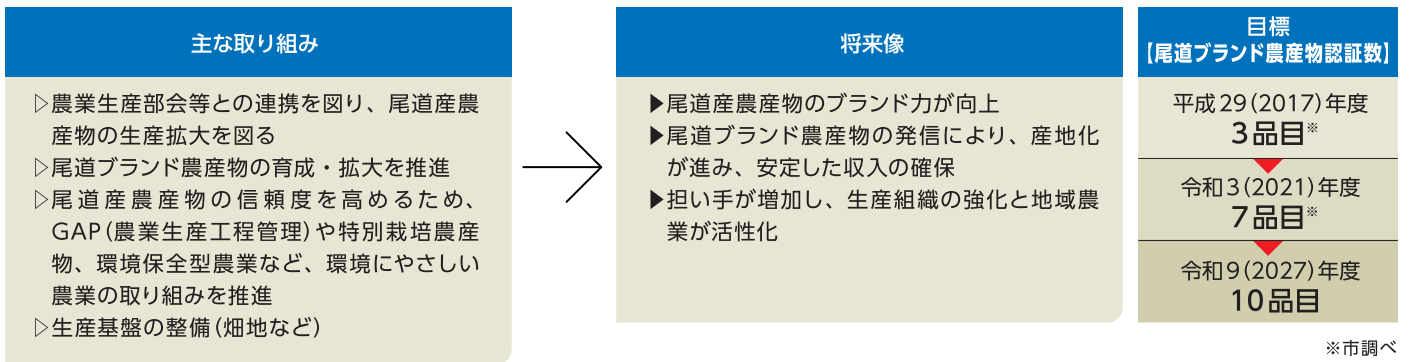
主な取り組み	将来像	目標 【市民と農業者等交流活動事業数】
<ul style="list-style-type: none"> ▷都市住民参加による農業体験活動の推進 ▷農村の交流施設の利用促進 ▷食や伝統文化など、交流体験情報の発信と受け皿組織の育成 ▷農家以外の住民が、農村で農業に取り組みながら生活するスタイルの確立(アグリ・ファームライフ) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域農業の魅力や農業への理解促進に繋がる ▶農村地域の魅力を感じ、農村地域の交流人口が増加 ▶農村地域が活性化し、活気ある農村が実現 ▶交流組織が誕生し、集落営農が活性化 ▶グリーン・ツーリズムによる農村の活性化 	平成29(2017)年度 16事業* ↓ 令和3(2021)年度 17事業* ↓ 令和9(2027)年度 上向き

※市調べ

施策の柱② 「農を育てる」(生産力、活力)

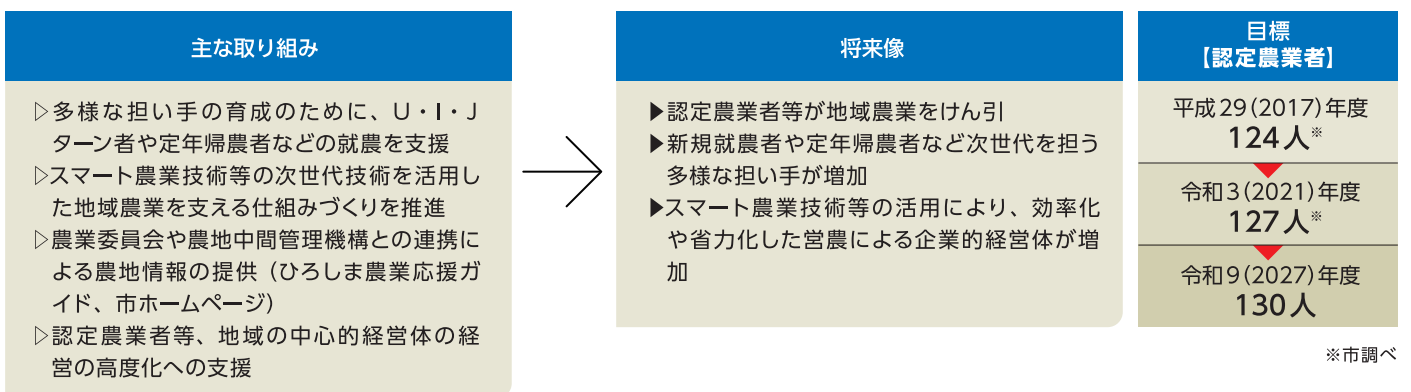
1 地域特産物の産地化と尾道ブランドの発信

農産物の生産力を向上させ、安定供給による地域特産物の産地化を推進します。
また、尾道のブランド力を発信することで、付加価値を高め農業所得の向上を目指します。



2 地域農業を支える多様な担い手と組織の育成

地域農業を継承するため、多様な担い手の育成と組織的な営農に取り組みます。あわせて、スマート農業技術等を活用することで農作業の省力化を進めます。
また、農村集落への担い手の定着を推進します。
農業者や生産組織など、自らが行う6次産業への取り組みを推進します。

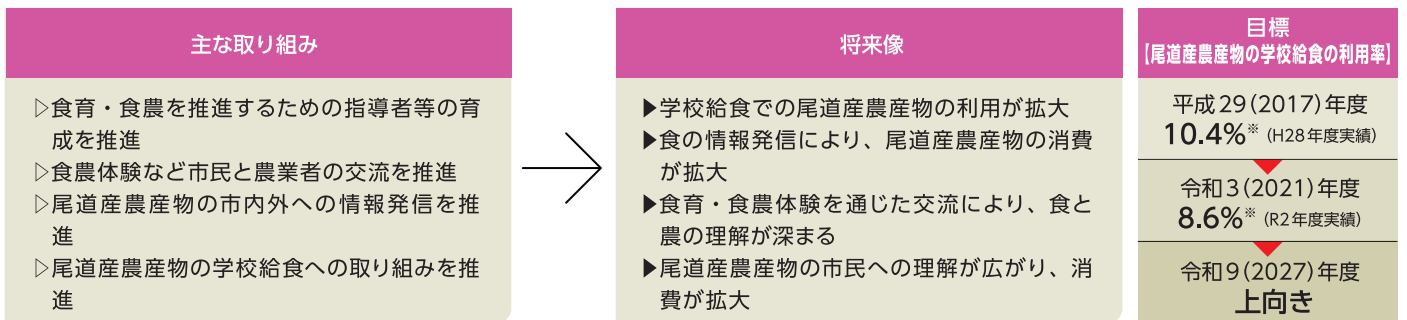


施策の柱③ 「食をまもる」(地産地消、安全・安心)

1 食と農の理解の促進

JAや教育機関等での食育や食農体験事業を通じて、都市住民との交流を促進し、食への理解による尾道産農産物の利用拡大と尾道の農業・農村の活性化に取り組みます。

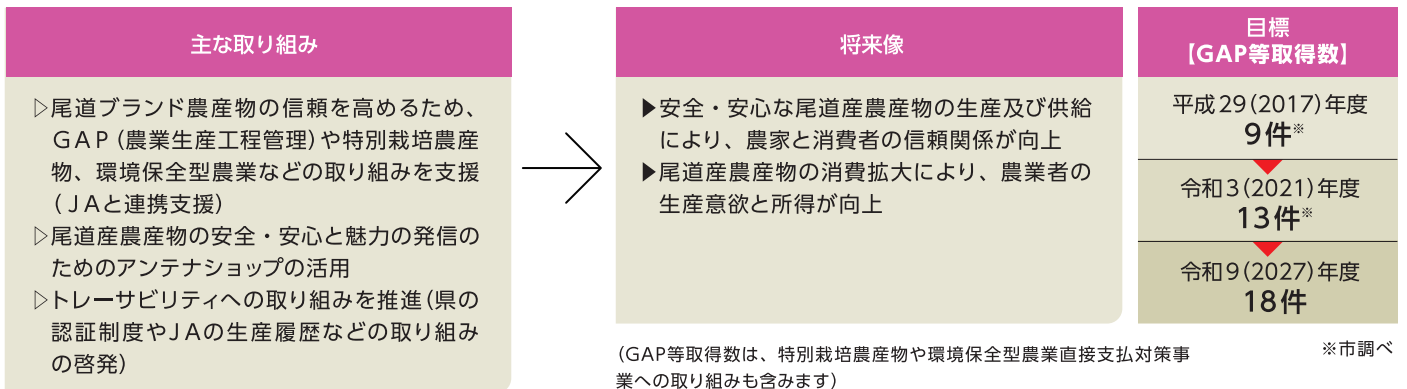
また、食農等の指導者を育成し、食を通じた尾道の食と農の魅力を発信します。



※市調べ

2 食の安全・安心の推進

生産から消費に至る安全・安心対策の取り組みを進め、消費者が求める安全・安心な農産物づくりを県やJAと連携して推進します。

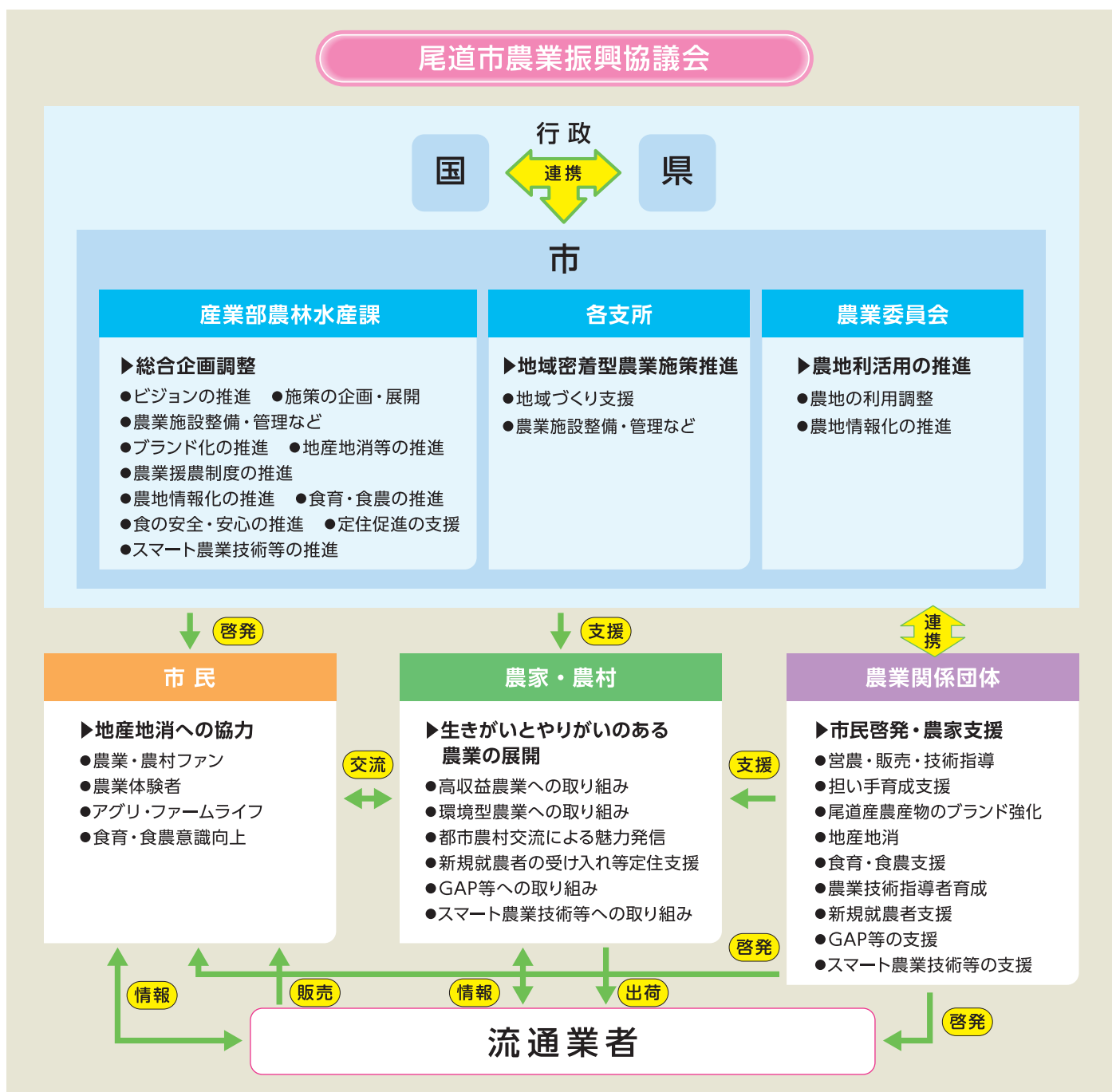


※市調べ



6 推進体制

尾道市農業振興ビジョンの推進にあたっては、関係機関・団体との連携強化を図ることが重要となっています。このことから、「尾道市農業振興協議会」を設置しています。



7 進行管理

数値目標の設定と5年後の実績の評価

農業振興ビジョンでは、これまでの施策展開における中間検証を行い、目標年次となる令和9(2027)年度に向けた残り5年間に於ける数値等の目標を設定しています。これら数値等の目標は、令和10(2028)年度において実績及び評価を行うとともに、農業を取り巻く情勢に即した新たな農業振興ビジョンに向けた取り組みを予定しています。

市民への情報公開

今後5年後の実績の評価などについては、「広報おのみち」などで広く市民へ情報を開示し、必要に応じて意見を求めます。



尾道市
ONOMICHI CITY

尾道市農業振興ビジョン 後期ビジョン

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

発行日 令和5(2023)年3月

編集 尾道市産業部農林水産課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

TEL 0848-38-9111 (代表)

TEL 0848-38-9473 (直通)